

2種類以上の年金を受給している場合の優先順位

二つ以上の年金を受給中の場合は、次に掲げる順序に従い、先の順位の年金から保険料を特別徴収します。

- 1 国民年金法による老齢基礎年金
- 2 旧国民年金法による老齢年金又は通算老齢年金
- 3 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金又は特例老齢年金
- 4 旧船員保険法による老齢年金又は通算老齢年金
- 5 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年改正法」という。)附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
- 6 国民年金法による障害基礎年金
- 7 厚生年金保険法による障害厚生年金
- 8 船員保険法による障害年金
- 9 旧国民年金法による障害年金
- 10 旧厚生年金保険法による障害年金
- 11 旧船員保険法による障害年金
- 12 国家公務員共済組合法による障害共済年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
- 13 旧国共済法による障害年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
- 14 国民年金法による遺族基礎年金
- 15 厚生年金保険法による遺族厚生年金
- 16 船員保険法による遺族年金
- 17 旧厚生年金保険法による遺族年金、寡婦年金又は通算遺族年金
- 18 旧船員保険法による遺族年金
- 19 国家公務員共済組合法による遺族共済年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
- 20 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(平成8年改正法附則第3条第8号に規定する旧適用法人共済組合が支給するものに限る。)
- 21 旧国共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金(第5号に掲げる場合を除く。)
- 22 国家公務員共済組合法による障害共済年金(第12号に掲げる場合を除く。)
- 23 旧国共済法による障害年金(第13号に掲げる場合を除く。)
- 24 国家公務員共済組合法による遺族共済年金(第19号に掲げる場合を除く。)
- 25 旧国共済法による遺族年金又は通算遺族年金(第20号に掲げる場合を除く。)
- 26 移行農林年金退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 27 移行農林共済年金のうち障害共済年金
- 28 移行農林年金のうち障害年金
- 29 移行農林共済年金のうち遺族共済年金

- 30 移行農林年金のうち遺族年金又は通算遺族年金
- 31 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 32 私立学校教職員共済法による障害共済年金
- 33 旧私学共済法による障害年金
- 34 私立学校教職員共済法による遺族共済年金
- 35 旧私学共済法による遺族年金又は通算遺族年金
- 36 旧地共済法による退職年金、減額退職年金又は通算退職年金
- 37 地方公務員等共済組合法による障害共済年金
- 38 旧地共済法による障害年金
- 39 地方公務員等共済組合法による遺族共済年金
- 40 旧地共済法による遺族年金又は通算遺族年金